

【機密性 1】

令和 7 年 12 月 4 日（木）

総務企画部

オープンシティ・プロモーション室

定例記者会見 市長コメント（概要）

①令和 7 年 12 月釜石市議会定例会付議事件について 資料 1

12 月 5 日に招集する定例会に付議する事件は、21 件。

内訳は、専決処分 4 件、条例 7 件、予算 6 件、その他 4 件。

専決処分は、条例の一部改正が 3 件で、主な改正内容は、国の法令改正に伴い、引用する法令の条項番号の改正を行ったもの等になる。

条例は、岩手県人事委員会の勧告を参考として、一般職の職員の給料表の改正及び期末手当・勤勉手当の支給割合の引上げ等に伴い所要の改正を行う「釜石市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」や、排水設備指定工事店の指定手数料を規定すること等に伴い所要の改正を行う「釜石市下水道条例の一部を改正する条例」などを提案する。

今議会に提案する補正予算は、専決処分が 1 件のほか、一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計、公共下水道事業会計の 6 件となっている。

資料 1-3、「予算の概要と主要事業」の 21 ページ、11 月補正予算の専決処分は、11 月 1 日付けで、一般会計の補正額を 4,860 万円増額、補正後の予算額を 253 億 4,560 万円とし、11 月 1 日の大雨により被害を受けた市道や河川などの早期復旧に必要な経費を専決処分したもの。予算の詳細は、資料 23 ページ及び 24 ページをご覧ください。

次に、12 月補正予算についてご説明申し上げます。

同資料の 5 ページ、一般会計の補正額は 2 億 9,000 万円の増額で、補正後の予算額を 256 億 3,560 万円としたところ。

今議会における補正予算では、岩手県人事委員会勧告に基づく給与改定による人件費の調整や事業費の年間所要額の見通しに基づく調整などを計上するとともに、来年度の事業の早期執行を図るための債務負担行為の設定などを行っている。

新規事業は、資料 8 ページのとおり、「岩手保護院施設整備事業費補助金」の 1 件を計上している。

今回提案する予算のうち、主要な事業を資料に沿って説明する。

資料 7 ページ、番号 1 の「冬のぬくもり助成事業」、3,192 万 9 千円は、県の助成制度を活用しながら、低所得世帯に対し、灯油、電気、ガス等のほか、冬季の生活を支える防寒用品や雑貨類等の購入費の一部を支援し、原油価格・物価高騰等による経済的負担の軽減を図ろうとするもの。

番号 2 の「岩手保護院施設整備事業費補助金」、55 万円は、県内唯一の更生保護施設を運営している更生保護法人岩手保護院に対して、施設改築に要する補助金を交付することで、矯正施設から出所した者の社会復帰を支援し、再犯防止を推進するもの。

以上が、補正予算の概要である。

その他の議案は、令和 3 年 9 月釜石市議会定例会において議決を得て計画した釜石市過疎地域持続的発展計画について、令和 7 年度過疎対策事業債の借入れに伴い計画を変更しようとする「釜石市過疎地域持続的発展計画を変更することに関し議決を求めることについて」などを提案する。

②令和 7 年度釜石市魚市場の上半期水揚状況について 資料 2

令和 7 年 5 月釜石市議会臨時会において可決された令和 7 年度釜石市一般会計補正予算(第 1 号)により、市は釜石市魚市場の運営主体である釜石市漁業協同組合連合会に対し、本年 6 月に 6,800 万円の貸し付けを行った。

これにより、市漁連においては、当面の運転資金が確保され、加えて東日本信用漁業協同組合連合会からの短期融資も再開しており、現在、関係機関と連携を図りながら、経営改善に努め、水揚増強に係る対策が進められている。

釜石市魚市場の上半期水揚状況については、水揚総額が約 12 億 6,000 万円で、昨年度比 132%、上半期で約 3 億円の増加となり、本年度の年間目標金額である 14 億 5,000 万円に大きく近づく結果となった。

次に、漁業種別の主な内訳をご説明申し上げます。

まず、海面魚類養殖は、水揚金額が約 5 億 9,000 万円で、昨年度比 201%、約 3 億円の増加となり、年間目標として見込んでいた 4 億円を大幅に上回り、釜石市魚市場の上半期水揚金額全体のおよそ半分を占める水揚げとなった。

来季以降も生簀の増設や種苗の増産などにより、さらなる水揚げの増加が期待されているほか、新規事業者の参入についても引き続き検討及び調整を進める。

次に、定置網漁業は、市内 11 ヶ統のうち 10 ヶ統が操業しており、これに大船渡市の 1 ヶ

統を加え、合計 11 ヶ統の船団が現在、釜石市魚市場に水揚げを行っている。

しかしながら、今季は津波被害や急潮の影響により例年に比べ水揚げ回数が減少し、全国的な不漁も重なったことで、水揚げ金額は約 1 億 8,000 万円となり、年間目標の 6 億円に対し 3 割程度に留まっている。

次に、タコを主体としたカゴ漁は、水揚げ金額が約 1 億円で、年間目標の 2 億円に対し、上半期時点で 5 割を達成している。昨年度比では 42% であるものの、令和 5 年度比 105%、令和 4 年度比 207% と近年で見ると好況であり、概ね計画どおりに推移していると捉えている。

また、サンマ棒受け網漁業については、上半期時点で延べ 13 隻が入港し、水揚げ金額は約 3 億 4,000 万円に達し、年間目標である 2 億円を序盤で上回る結果となっている。なお、12 月 1 日時点では、延べ 60 隻の入港、5 億 8,000 万円の水揚げを達成している。

今季のサンマ漁は全国的な豊漁に恵まれたほか、市内水産会社のサンマ漁船の入港回数が大幅に増加したことが水揚げ金額増加の要因であり、漁の状況次第ではあるものの来季以降も安定した水揚げが期待できる状況が形成されつつあるものと捉えている。

引き続き廻来船の誘致活動に取り組みながら、市内水産会社、買受人及び市漁連との連携強化を図る。

このように今年度の上半期における市場を取り巻く状況には明るい兆しが見えつつあり、今後も釜石市魚市場の運営に際し、関係機関と連携協力し水揚げ増強に取り組み、経営改善を着実に進めながら、水産業の発展と自立した経営の確立を目指して、各種施策に取り組む。

③緊急銃猟の実施について 資料 3

去る 11 月 26 日、午前 7 時 25 分頃から、市内鈴子町の鈴子排水ポンプ場付近の樹上(じゅじょう)に居座っていた、体長 120 センチ、体重 80 キロで推定 8 歳のツキノワグマ 1 頭を、緊急銃猟の実施により、同日午後 1 時 36 分に駆除した。

当市で初となる緊急銃猟の実施となったが、人的被害や物損被害もなく行われた。

緊急銃猟による駆除までの経過を説明する。

11 月 26 日、午前 7 時 25 分頃、付近を通行していた方からの通報を受け、市の担当職員が現地に向かい、岩手県釜石警察署員と合流した。

その時間帯は、雨天ということもあり、自転車や徒歩での通行は少ないものの通勤・通学による交通量が多かったことから、追い払いによる対応は適当ではないとの現場判断により、

クマの監視を行うとともに、釜石大槌猟友会、岩手県沿岸広域振興局に連絡をし、協力要請を行ったほか、釜石小学校への情報提供を行った。

その後、関係者が現場に集まり状況確認と監視を行っていたが、クマが木から動かず膠着状態が続いたため、午前 8 時 55 分に、現場関係者で協議を行い、クマを捕獲するための箱罠を設置し、引き続き監視を行うこととした。

午前 10 時 50 分頃、私は直接現場に出向き、現状の説明を受けた。

その後も膠着状態が続いたものの、クマが下方に移動し、ポンプ場付近の鉄道敷地内から銃で撃ち下すことが可能な状況が見えてきたことから、現場関係者で緊急銃猟の実施に向けた検討を行った。

検討の結果、緊急銃猟の実施要件を満たす状況との見解に至ったことから、現場関係者は、東日本旅客鉄道株式会社及び三陸鉄道株式会社と、銃を撃つ射手の鉄道敷地内への立入りに関して協議を行い、午後 0 時 50 分から午後 1 時 40 分までの間、鉄道敷地内への立入りの許可を出していただくことを確認した。

私は、午前 11 時 30 分頃、市の担当者から緊急銃猟の実施要件を満たしているとの報告を受け、改めて緊急銃猟の実施要件を確認し、総合的に判断したうえで午後 0 時 28 分に緊急銃猟の実施を指示した。

私の指示を受け、現場では、捕獲者及び捕獲補助者による銃猟の準備、釜石警察署員による交通規制、市職員による周辺企業等への注意喚起並びに防災行政無線や市ホームページ等での広報周知などの準備を行った後、午後 1 時から 30 分の間に 3 発の発砲が行われ、午後 1 時 36 分に緊急銃猟を完了した。

今回の緊急銃猟が人身被害や物損被害もなく早急に対応できた要因として、「これまでのクマ出没対応によって釜石大槌猟友会、釜石警察署、県などの関係機関との信頼関係と連携体制が構築されていたこと」、「釜石市緊急銃猟マニュアルの早期策定と保険加入など実施体制が整っていたこと」、「県主催の緊急銃猟の机上訓練及び実施訓練により緊急銃猟の流れを関係機関で共有していたこと」などがあげられる。

また、釜石市鳥獣被害対策実施隊の隊員が所属する釜石大槌猟友会、釜石警察署、東日本旅客鉄道株式会社、三陸鉄道株式会社及び県沿岸広域振興局をはじめ周辺企業の皆様の全面的なご協力により、「釜石市緊急銃猟マニュアル」に沿った対応ができたことを、改めて心より感謝申し上げます。

市民の皆様においては、放置果樹の伐採や生ごみの適正管理など、クマを寄せ付けない環境整備に対するご理解とご協力をお願いする。

ツキノワグマをはじめとする鳥獣対策においては、今後も国や県が定める計画及び基本方針、市の計画やマニュアルなどに沿って、釜石大槌猟友会や釜石警察署など関係機関と連携しながら適切に対応し、人身被害や農林業被害の防止に努める。